

企業・経済法制委員会 (2009年度)



委員長 中村 公一

山九
取締役社長

1949年東京都生まれ。73年成蹊大学工学部卒業後、山九運輸機工(80年山九に社名変更)入社。広島支店長、取締役、常務取締役、代表取締役副社長を経て、86年代表取締役社長に就任。

1986年経済同友会入会、91年度より幹事。96年度雇用問題委員会副委員長、99～2000年度中国委員会副委員長、2001～04年度国際問題委員会副委員長、日本中国交流委員会副委員長、2003～04年度会員委員会副委員長、2005年度中国委員会副委員長、2006～07年度憲法問題懇談会委員長、2002～10年度産業懇談会第3火曜グループ世話人、2009～10年度企業・経済法制委員会委員長。

副委員長(役職は3月31日現在)

上野 幹夫
(中外製薬 取締役副社長執行役員)

菅 宏
(三菱重工業 取締役副社長執行役員)

佐藤 正典
(あずさ監査法人 理事長)

関根 攻
(長島・大野・常松法律事務所 顧問)

外立 憲治
(外立総合法律事務所 所長・代表弁護士)

守田 道明
(上田八木短資 取締役社長)

委員55名

グローバル化、スピード化に取り組む 企業活動の妨げにならない法改正を

国民の生活に密着した 法の改正はオープンに

最近では、マンションの耐震強度偽装事件をきっかけに建築基準法が改正され、これにより建築許可の手続きが煩雑化し、建築業界は非常に困りました。コンプライアンス不況です。この度、法制審議会に民法部会が設置され、民法典(債権関係)の改正議論が始まりましたが、同様の混乱を招くのではないかと危惧しています。

民法典は明治31年に制定され、100年以上が経過しています。見直しの必要性を否定するものではありませんが、ただ、その際にお願いしたいことが二つあります。

一つは、企業や個人の取引の自由度や柔軟性を阻害し、ひいては各種イノベーションの発生を妨げることがあってはならないという点です。企業は非常にスピード感あるグローバル競争をしていますが、その足を引っ張るような法律にはしてほしくありません。

もう一つは、立法過程の公開、情報提供など、同じ改正をするにしても国民的な議論を経た上で行ってほしいということです。現在、法制審議会民法部会では学識豊富な研究者によって議論されていますが、報道も少なく、この事実は広く国民に知れ渡っていません。債権法とは、平たく言えば、物の売り買いのルールを定めたものです。企業活動はもちろん国民一人ひとりの生活に影響を及ぼすものですから、改正には広く国民的議論を経る必要があるでしょう。

特別法の内容を基本法に 組み入れるなど問題点あり

日本の法体系は、一般的・抽象的な規定を基本法に明記し、個別・具体的規定は特別法で補うという形をとっています。それがこの度の改正では、個別・具体的な要素が基本法の民法に加えられそうな動きが見られます。例えば民法部会では、消費者契約法や商法といった特別法で定められている内容の民法典への

繰り入れが議論されています。

しかし、このように個別・具体的内容を基本法へ盛り込むことは、問題があると考えます。第一に、現行特別法として補われている部分は機動的な改正が必要な場合もあるのに、その内容を一般法・基本法に入れていいものかという疑問があります。特別法への参照規定を基本法典内に置く方式でも十分に対応できるのではないのでしょうか。

第二に、基本法は「自然人・法人」といった抽象概念を用いており、特別法は消費者、事業者、労働者といった具体概念を用いています。法体系の層が違うのですから当然と言えば当然ですが、これを一緒にするのであれば、法律間の整合性についてよほど慎重な検討が必要となるでしょう。

いま、民法典に何か差し迫った不具合はありません。時間は十分にあります。慎重な、公開された法律改正を望みます。